

素案（調整中）

第4次胎内市障がい者計画 第7期胎内市障がい福祉計画 第3期胎内市障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



これは、市内の放課後等デイサービスを利用している児童の作品「どうぶつ大集合」です。

令和6年 月

胎内市

(市長あいさつ文)

目 次

	頁
第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 障がい者の概念	1
3 計画の位置付け	2
(1) 計画の法的位置付け	2
(2) 計画の性格	2
4 計画期間	2
5 SDGsとの関係	3
(1) SDGsとは	3
(2) SDGsと本計画の推進	3
第2章 計画策定の背景	4
1 国の近年の動向	4
2 障がい者を取り巻く環境の変化	4
3 新型コロナウイルス感染症による影響	4
第3章 障がい者の現状と課題	5
1 現状と課題の整理	5
(1) 胎内市における障がい者の状況	5
(2) 前計画の検証	8
(3) アンケート調査の結果	8
2 課題への対応	9
第4章 計画の基本理念	10
1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 計画の体系	12
第5章 具体的施策の内容	13
基本方針 1 障がいへの理解と権利擁護の推進	13
基本施策 1 障がいへの理解に対する啓発の推進	13
基本施策 2 権利擁護施策の充実	15
基本施策 3 意思疎通支援事業の充実	16
基本方針 2 地域での自立生活の支援	17
基本施策 1 障害福祉サービスの充実・質の向上	18
基本施策 2 生活基盤の安定	20
基本施策 3 就労支援の充実	20

	頁
基本方針3 安心して暮らせる地域づくり	22
基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進	22
基本施策2 防犯・防災対策の充実	23
基本方針4 総合的な支援体制の充実	24
基本施策1 相談支援体制の充実	24
基本施策2 療育・保育・教育の充実	25
基本方針5 社会参加の促進	27
基本施策1 スポーツ・芸術・文化活動等の推進と活動への参加促進	27
第6章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量	28
1 数値目標	28
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	29
(3) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実	29
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	30
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	31
(6) 相談支援体制の充実・強化	32
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	32
(8) 発達障がいのある方等に対する支援	33
2 障がい福祉サービス等の見込量	34
3 地域生活支援事業の見込量	37
第7章 計画の推進に向けて	39
1 計画の推進体制について	39
(1) 横断的な取組の推進	39
(2) 成果目標（モニタリング指標）の設定とPDCAサイクルによる進行管理	39
(3) モニタリングの実施体制	39
(4) モニタリングの実施スケジュール（年間予定）	39
(5) 計画の進捗状況等の公表	39
資料編	40

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的

胎内市では、障がい者数の増加や障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、障がい特性による隔たりがなく、すべての市民が地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指し、「第3次胎内市障がい者計画」「第6期胎内市障がい福祉計画」「第2期胎内市障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、障がい者施策の推進を図ってきたところです。

前計画は、次の3つの法定計画（自治体が策定するよう法令で定められている計画）の性質を持つ計画です。

1つ目は、「障害者基本法」に基づく、障がい者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障がい者計画」です。

2つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき、障がい福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障がい福祉計画」です。

3つ目は、「児童福祉法」に基づく、障がい児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障がい児福祉計画」です。

「第4次胎内市障がい者計画」「第7期胎内市障がい福祉計画」「第3期胎内市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）では、障がい者やその家族のニーズの多様化及び法制度の変化に的確に対応した総合的な障がい者福祉施策の展開を図っていく必要があるものと考えております。

このため、引き続き、前計画と同様に、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心していきいきと暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指す必要があることから、上記の3つの法定計画を一体的に策定することとしました。

2 障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」、「障がい者」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び、障害者総合支援法第4条に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者」として障害者総合支援法の対象となっている難病等の患者とします。

3 計画の位置付け

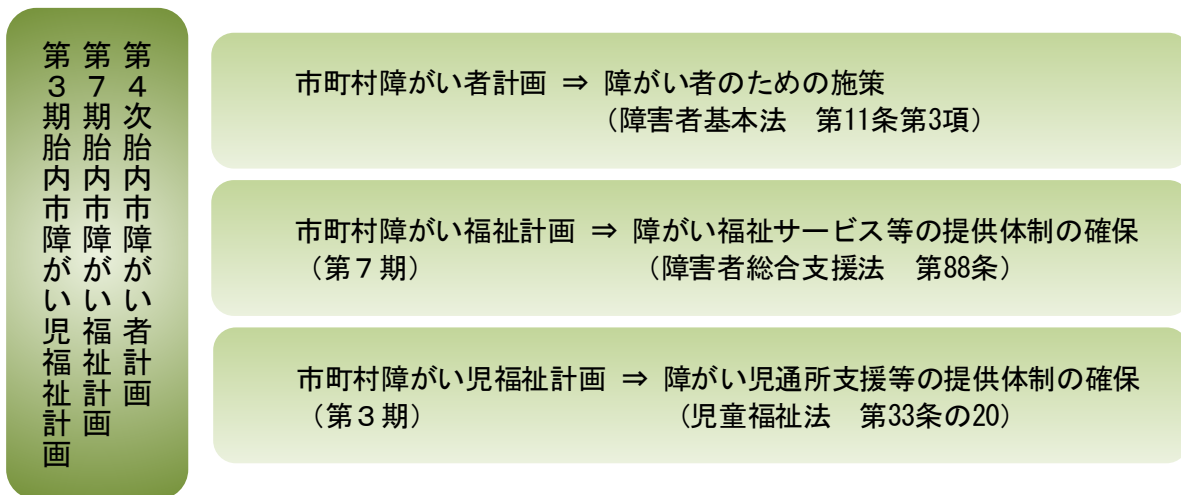
(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村障害者計画として策定します。また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定します。

(2) 計画の性格

本計画は、「胎内市総合計画」に基づき、「胎内市地域福祉計画」をはじめとした関連する計画等との整合性を図りながら、障がい者の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性及び障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等並びに地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保に関する方策を示すものです。

改めて整理しますと、本計画は、下記の3つの法定計画を併せて策定するものです。



4 計画期間

国の基本指針において、第7期「市町村障がい福祉計画」及び第3期「市町村障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定することが示されているため、本計画も同期間となります。

計画の名称	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
第2次胎内市総合計画	(前期計画)	令和4年度～令和8年度(後期計画)					次期計画
第4次胎内市障がい者計画 第7期胎内市障がい福祉計画 第3期胎内市障がい児福祉計画				令和6年度～令和8年度			次期計画
胎内市障がい者計画	第3次胎内市障がい者計画 (平成30年度～令和5年度)			令和6年度～令和8年度			次期計画
胎内市障がい福祉計画	第6期胎内市障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			令和6年度～令和8年度			次期計画
胎内市障がい児福祉計画	第2期胎内市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			令和6年度～令和8年度			次期計画

5 SDGsとの関係

(1) SDGsとは

SDGsとは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

障がい福祉施策においても、SDGsの視点を取り入れて互いに支え合える持続可能なまちづくりに取り組みます。



出典：国際連合広報センター

(2) SDGsと本計画の推進

本市では、「第2次胎内市総合計画 後期基本計画」において、市民や事業所、行政がSDGsという共通言語を持つことにより、胎内市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を活かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

「障がい」という表記について

本計画では、「障害」と「障がい」の2つの言葉を使用しています。法令用語や固有名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

第2章 計画策定の背景

1 国の近年の動向

平成23年の「障害者基本法」改正では、「合理的配慮」の概念が取り入れられ、法の目的に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を新たに規定し、共生社会の実現を目指すことが明記されました。

近年では、令和2年の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に際して行われた障がい当事者の意見を取り入れた新国立競技場の整備や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）の改正、新しい学習指導要領における「心のバリアフリー」に関する記載の充実などの取組を通して、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」が大きく進展し、国の第5次障害者基本計画の重点的に理解促進等を図る事項に「心のバリアフリー」が位置付けられました。

また、令和3年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。障害者差別解消法）の改正法が公布され、令和6年4月1日より、これまでの行政機関等に対してだけでなく、事業者に対しても合理的配慮の提供を義務付けるなどの大きな動きがありました。

2 障がい者を取り巻く環境の変化

近年の障がい者を取り巻く環境については、少子高齢化の加速、障がいの重度化、発達障害や医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、障がいのある人が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきています。

また、こうした環境の変化に伴い、障がいのある人の家族やヤングケアラーなどを含む介助者などへの支援も重要となっています。

3 新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界規模で感染拡大し、多くの人々の生命や暮らし、社会経済に甚大な影響を及ぼしました。

本市においても障がい者福祉への感染拡大防止措置による影響は大きく、それまで定期的に行われていたイベント等の自粛による地域との交流機会の減少や障がい福祉サービス提供への影響、障がいのある人を支える家族への対応など様々な課題が発生しています。

現在、新型コロナウイルス感染症は、「5類感染症」へ移行となりましたが、このような非常時には、障がいのある人などの脆弱な立場の人々がより深刻な影響を受けることが浮き彫りとなりました。

今後、障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送っていくためには、今回浮き彫りとなった課題に対しての検証を行うとともに、新たな施策を推進していくことが必要です。

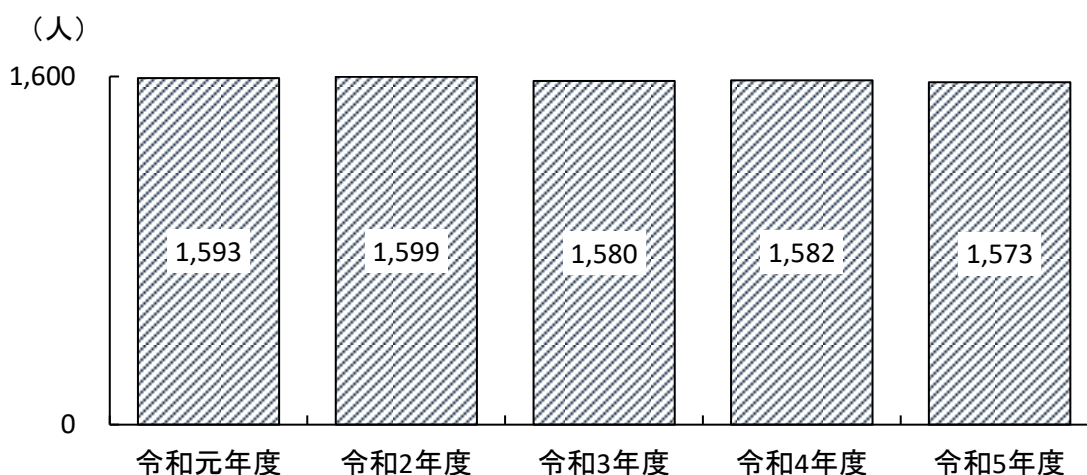
第3章 障がい者の現状と課題

1 現状と課題の整理

(1) 胎内市における障がい者の状況

令和元年度から令和5年度までの、当市における障がい者人数の推移をまとめました。
なお、各人数について、令和元年度から令和4年度は各年度末（3月31日現在）の人数、令和5年度は令和6年1月1日現在の人数を用いました。

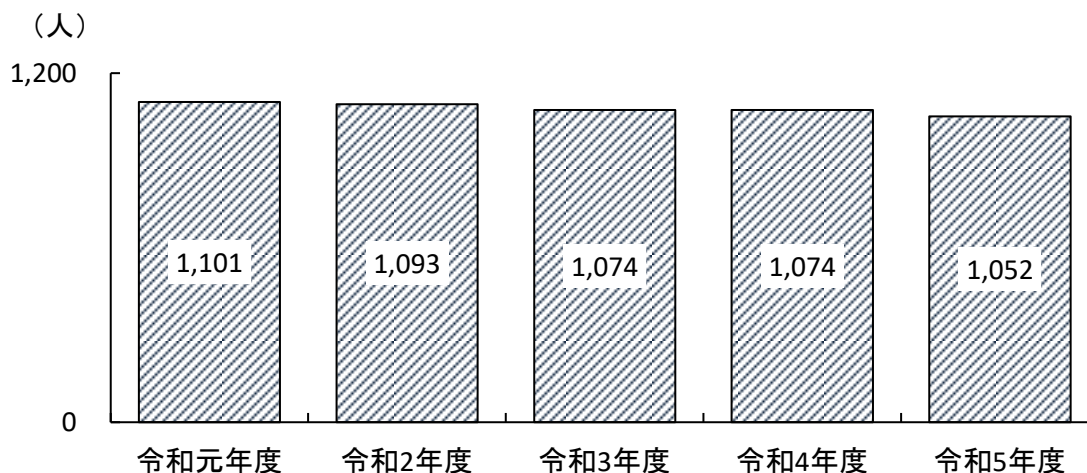
①障害者手帳所持者数の推移



令和5年度の障害者手帳の所持者数は1,573人で、令和元年度の1,593人に比べ20人減少（-1.3%）しています。

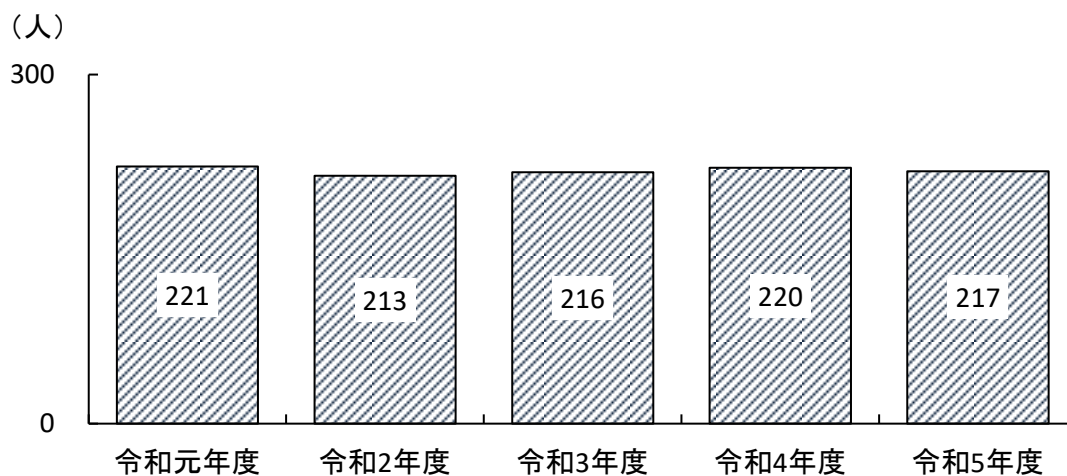
また、当市の人口（令和5年12月31日現在は27,284人）の約5.8%にあたります。

②身体障害者手帳所持者数の推移



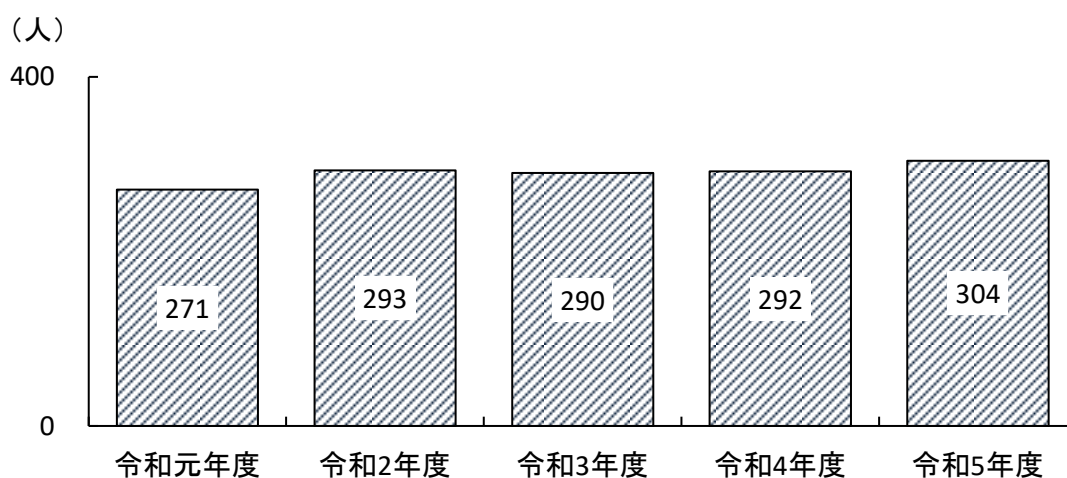
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度から令和5年度までの間では、1,101人から1,052人へと49人の減少となっています。

③療育手帳所持者数の推移



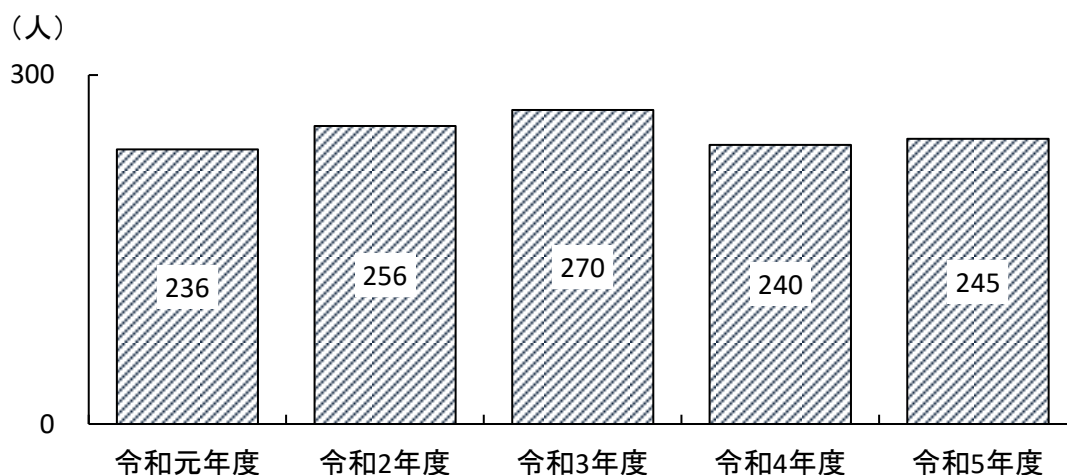
療育手帳所持者数は220人前後で推移しており、令和元年度から令和5年度までの間では、221人から217人へと4人の減少となっています。

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



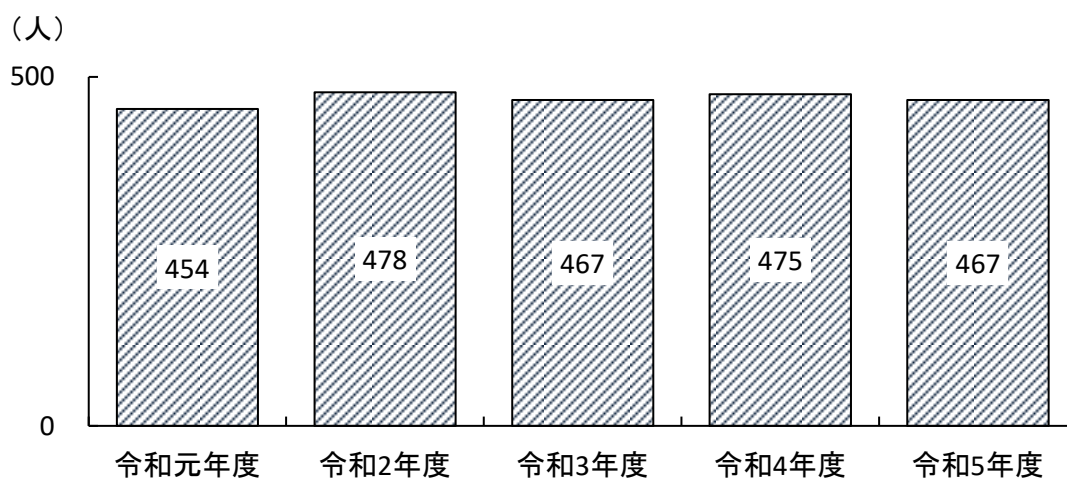
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度までの間では、271人から304人へと33人の増加となっています。

⑤難病等特定疾患医療費受給者数の推移



難病等特定疾患医療費受給者数は令和3年度までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じて、令和元年度から令和5年度までの間では、221人から217人へと4人の減少となっています。

⑥自立支援医療費(精神通院)受給者数の推移



自立支援医療費(精神通院)受給者数は令和元年度から令和5年度までの間では、271人から304人へと33人の増加となっています。

(2) 前計画の検証

前計画では、「障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進」をはじめとした3つの基本目標を軸に障がい者施策を推進してきました。

これまでの取組状況から主な課題を整理します。

- *障がいのある人やその家族が抱える課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきていることから、より適切な相談支援を行うために相談支援事業所の拡充や連携体制の強化を図るとともに障がい福祉サービス事業所との連携体制を構築することが必要です。
- *相談に柔軟に対応できるよう、相談体制の充実を図るとともに、就学前、学齢期、卒業、就職などライフステージが変わっても切れ目ない支援を行うため、関係機関や庁内間との連携強化が必要です。
- *新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある人とない人の交流の機会が減少しています。障がいへの理解を深めるためには、市民一人ひとりが障がいのある人やその家族と関わりを持ち、コミュニケーションをとる機会を創出していくことが必要です。
- *災害時における障がい者など配慮を要する人への避難行動支援の仕組みづくりや、避難生活の支援体制の整備が必要です。
- *公共施設等のバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、障がいのある人の社会参加促進のため、福祉有償運送事業など移動手段の拡充に努めていくことが必要です。
- *社会情勢の変化に伴い精神障がい者の増加が続いています。精神障がい者の社会復帰や地域生活の支援として、精神保健福祉や精神障がい者に対する正しい理解の普及・啓発をするとともに地域全体で障がいのある人を支える体制整備が必要です。

(3) アンケート調査の結果

本計画策定のため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の方を対象にアンケート調査を行いました。この結果より主な課題を整理します。

*高齢化による介助者不足：

障がい者本人や介助者の高齢化が進み、介護や支援を担う人材の不足が深刻化しています。特に、同居者の親世代が高齢化しているため、今後も支援を継続するためには、家庭内でのケア役割の分散や公的サービスの利活用が必要です。

*日中の時間の過ごし方が限られている：

日中に特に何もしていない障がい者が半数弱おり、社会参加や生活の充実のために、日中の過ごし方の充実化や社会参加の場を増やすため、地域の取り組みや施設の整備が必要です。

*福祉情報の入手困難や相談先の不明確さ：

行政が提供する障がい福祉情報が必要とされる方への的確に届いていないケースがあります。また、多くの障がい者が相談先を持っていますが、1割以上の方が相談相手がない状況であり、相談先の周知活動が急務です。情報の提供方法（入手経路）の見直し検討も求められます。

* 緊急時の避難や援助者不足：

障がい者が緊急時に避難する際に、一人で行動できないケースや、援助者がいないケースがあります。このことは、生命を脅かす重大な問題であり、当該者全員の確認と安全確保が求められます。

* 障がい者差別や虐待の存在：

障がい者に対する偏見や差別意識、虐待が根強くあります。虐待は生命の安全を脅かす重大な禁忌事項であり、障がい者の社会参加や人間関係、安心・安全な暮らしの大きな障壁ともなっています。福祉教育の充実や偏見・差別意識の解消、虐待の未然防止が求められます。

2 課題への対応

現状や前計画の検証、調査等の結果から、改めて、今後の課題を整理します。

* 障がいへの理解

障がい者の権利擁護に関する法律の整備や行政による障がいへの理解促進の取組が進められていますが、今後、障がいへの理解を一層深め、共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識の向上が欠かせません。市民一人ひとりが障がいのある人やその家族と関わりを持つ中で、障がいについて知り、理解を深めようと歩み寄ることが必要です。

* 安心な暮らしの確保

障がい者を始めとした配慮を要する人への災害時における支援体制について課題が顕在化しました。このような非常時には、障がいのある人などの脆弱な立場の人々がより深刻な影響を受けることが浮き彫りとなったことから、この教訓を基に非常時においても安心して生活ができる環境を整備していくことが必要です。

* 多様化・複雑化する課題への対応

障がい者を取り巻く環境の変化により、障がいのある人やその家族等が抱える生活課題は多様化・複雑化してきています。今後このような課題に対応していくためには、解決に向けた適切な助言等が受けられる相談先が必要です。

分かりやすい相談窓口の周知や包括的に相談が受け止められる体制の整備が求められていることから、行政内部はもとより関係機関との連携強化を図り、組織横断的な相談体制を整備していくことが必要です。

* 様々な活動への参加

障がいの有無に関わらず、多様な社会参加を実現していくことは、心身の健康や生きがいをもった人生を送るために大切なことです。障がいがあってもその人らしく生きがいをもって暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく社会参加できる機会や環境を整備していくことが必要です。

第4章 計画の基本理念

1 基本理念

基本理念 みんなで支え合い、認め合う、 誰もが安心して暮らせるまち“たいない”

本計画の上位計画である胎内市地域福祉計画においては、本市の地域福祉を横断的かつ総合的に推進し、『楽しくふれあい、認め合い、助け合うまち たいない』を基本理念に掲げ、「みんなで助け合い安心安全に暮らせるまち」「みんなで参加し集えるまち」「みんなでふれあい笑顔で支えるまち」「みんなで自分らしく暮らすことができるまち」の実現を目指しています。

また、前計画では、基本理念を『健やかで生きがいを持って暮らせるまち』とし、障がい者を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、共生社会の実現を目指してきました。

これらを踏まえ、障がい者本人、家族、地域、事業所、行政など多様な主体が支え合いながら、切れ目ない支援の輪をつなぎ、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を

みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまちとします。

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 共に支え合い、認め合えるまち

基本目標2 安心して暮らせるまち

基本目標3 いきいきと心豊かに暮らせるまち

基本目標1 共に支え合い、認め合えるまち

共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの障がいへの理解を深め、互いの個性を認め合いながら地域全体で支え合うことが必要です。そのために障がいへの理解促進を図るとともに、差別解消や虐待防止等の障がい者の権利擁護の推進を図ることで、共に支え合いながら、お互いを認め合えるまちづくりを進めます。

基本目標2 安心して暮らせるまち

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、安定した生活基盤や生活を支える各種サービスを充実するとともに、防災対策を推進し災害時などにおいても適切な支援を活用できる環境を整えることが必要です。そのために包括的な相談体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標3 いきいきと心豊かに暮らせるまち

障がいの有無に関わらず、様々な活動に参加できることが必要です。そのために、心身の健康を維持するための支援を行うとともに様々な活動に参加しやすい環境整備を推進し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。

3 計画の体系



第5章 具体的施策の内容

基本方針1 障がいへの理解と権利擁護の推進



【これまでの主な取組、現状と課題】

これまで障がい者施策によって啓発・広報を行ってきておりますが、依然として障がいや障がい者に対する誤解や偏見、差別といった心のバリアが存在しています。

障がい者の自立した地域生活の実現に当たっては、このような心のバリアと、物理、制度、意識に加え文化・情報面などに潜むバリアを取り除いていくことが必要不可欠であり、必要な支援を提供することが必要です。

また、障がい者が地域で安心して日常生活を営むため、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえた差別の解消、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めることも重要です。

さらに、共生社会の実現を図るためには、障がいや障がい者への理解を促進するよう、事業所、民間団体、メディア等の多様な主体での幅広い広報・啓発活動の推進や幼少期からの啓発が不可欠であり、家庭、地域はもとより学校教育における福祉に関する教育を継続的に推進する必要があります。

基本施策1 障がいへの理解に対する啓発の推進

<具体的施策の方向>

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がい者への理解を促進するため、啓発・広報活動を推進します。

1-1-1 障がいのある人とない人の交流機会の拡大

具体的施策	施策の内容
ボランティア活動への理解と参加の促進	ボランティア活動の拠点となる胎内市社会福祉協議会ボランティアセンターの活動を支援します。
	ボランティア・NPO等、市民公益活動への意識啓発及び情報提供を行います。
交流事業の実施	障がい者の芸術作品展の開催などを通じて、交流活動の機会を創出し、障がい及び障がい者への理解に対する啓発を行います。

1-1-2 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進

具体的施策	施策の内容
啓発・広報活動の実施	市職員等をはじめとする公共サービス従事者を対象に、障がい及び障がい者の福祉についての関心と理解を深めるための研修及び啓発を図ります。
	広報活動の内容の充実を図ります。 ○市報たいない ○市ホームページや電子メール、SNS等を活用 ○ボランティア団体や障がい者団体などが行う事業等の啓発・広報
	障がい及び障がい者に対する正しい理解を深め共生社会の理念の普及・浸透の機会を拡充します。 ○障がい者自らの会合、集会、講演会等の周知
	胎内市人権尊重条例の推進や障がい及び障がい者に対する人権等に関する理解と関心を深めるための学習機会の充実に努め、学校や職場、地域等での障がい者の人権等に対する理解の促進を図ります。
ヘルプマーク等の推進	援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマーク・ヘルプカードを配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。

1-1-3 福祉の心を育てる教育の推進

具体的施策	施策の内容
学校教育における福祉に関する教育の推進	道徳科目や総合的な学習の時間、特別活動などを中心に、福祉に関する現代的な課題を各学校の実態に応じて取り上げ、児童生徒が、障がいの有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てます。
	障がいのある人々との交流や共同学習、体験活動を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実させ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度の育成を図ります。
	交流及び共同学習等の実践により障がい児の理解が一層深められるよう、学校全体での意識の向上を呼びかけます。

基本施策2 権利擁護施策の充実

< 具体的施策の方向 >

障がい者を理由とする差別の解消、虐待の防止及び権利擁護、成年後見制度の利用促進のための支援の充実を図ります。

1-2-1 権利擁護等の推進と障がい者差別の解消

具体的施策	施策の内容
障がい者を理由とする差別の解消及び権利擁護の推進	「障害者差別解消法」を普及するため、研修及び効果的な広報・啓発活動等の推進に取り組みます。
	障がい者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため相談体制の拡充を図り、相談者からの相談等には関係機関と連携して迅速かつ的確に対応します。また、相談案件については、事例の集積、共有化を図るとともに、胎内市地域自立支援協議会におけるネットワークにより、障がい者を理由とする差別の解消の取り組みを進めます。
	権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活できるよう権利擁護事業の普及に努めます。
	虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。また、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。
	判断能力が十分でない障がい者の財産や権利を保護するための成年後見制度の普及に努めます。

1-2-2 合理的配慮の理解と推進

具体的施策	施策の内容
ヘルプマーク等の推進	援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマーク・ヘルプカードを配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。（再掲）
市民や事業者への周知	地域や学校、事業者等において、合理的配慮について正しく理解できる機会の充実を図ります。 ○市報たいない、啓発パンフレット、市ホームページ等を活用した分かりやすい、効果的・継続的な啓発

基本施策3 意思疎通支援事業の充実

<具体的施策の方向>

障がい者に対する情報提供については、障がいの種別に応じた伝達手段を用いる等の工夫を凝らし一層の充実を図り、手話奉仕員等の専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努め、意思疎通支援の充実を図ります。

1-3-1 意思疎通支援をする人材の確保と養成

具体的施策	施策の内容
手話奉仕員等の派遣	聴覚障がい者の日常生活のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員等の派遣を行います。
手話奉仕員の養成及び研修の開催	手話奉仕員の養成及び研修を開催し、意思疎通支援をする人材の育成に努めます。
手話講座の開催	市職員研修における手話講座や、市民、事業所、教育機関等に対して手話講座を開催することにより、聴覚障がい者への理解促進に努めます。

1-3-2 障がい特性に応じた情報提供の推進

具体的施策	施策の内容
情報の利用しやすさの推進	障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。
情報提供の充実	障がい者に各種福祉サービスの必要情報を提供します。
	障がい児の健全な発達を支援するため、家族に対し療育方法等の情報を提供します。
	共生社会の実現を図るため、障がい者団体との情報交換を行います。
	難病患者、高次脳機能障がい者等に対しての支援についての情報を提供します。

基本方針 2 地域での自立生活の支援



【これまでの主な取組、現状と課題】

本市では、障害者総合支援法に基づき居宅介護等や生活介護の介護給付並びに就労移行支援等の訓練等給付などの障害福祉サービス及び更生医療の給付や補装具の交付・修理を実施しています。

しかし、障がい者の生活課題やニーズは複合化・多様化しており、これらへの対応を図るためには、支援体制の強化やサービスの量的・質的な充実を計画的に推進することが必要です。

今後も障がい者の自立と社会参加を進めていくためには、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障がい者が居住する場所を選択できることが重要であり、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障がい者の生活の場を地域生活へと移行していくことが大切です。例えば重度化・高齢化した障がい者が地域生活を希望する場合には、日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、サービス提供体制を充実させる必要があります。このため、地域における支援体制の充実を図るとともに、自立生活援助等による移行後の地域生活の支援が課題となっています。

また、将来にわたって障害福祉サービスを継続して提供するためには、提供体制だけではなく、それを担う人材の確保が必要です。障害福祉サービス事業所等に対する指導監査業務等を通して、障がい者一人ひとりに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進めるとともに、他職種間の連携の推進や障がい福祉の魅力に関する積極的な周知・広報等を関係機関と連携して取り組んでいくことが重要となっています。

基本施策 1 障害福祉サービスの充実・質の向上

< 具体的施策の方向 >

障がい者の経済的自立や生活安定のため、各種制度の充実や必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるように、サービス供給量の確保と質の向上を図ります。また、介護保険と連携を図り適切な支援に努めます。

サービスの提供者である事業者への実地指導等の実施や、それぞれに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進めるとともに、障がい者の意思が適切に反映された生活を送れるよう意思決定支援を推進し、サービスの質の向上を図ります。

2-1-1 障害福祉サービスの充実

具体的施策	施策の内容
生活安定のための各種制度・事業の推進	医療費助成等により、在宅重度障がい者の生活支援を図ります。
	年金・手当等の周知を図るとともに、制度の充実を国・県に要望します。

2-1-2 地域生活移行支援の充実

具体的施策	施策の内容
地域生活への移行の推進	保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促すため、胎内市地域自立支援協議会、医療機関及び施設等と連携し、普及啓発に努めます。
長期入院精神障がい者の地域移行に向けた調整	胎内市地域自立支援協議会、医療機関等と連携し、長期入院精神障がい者の地域移行後の生活準備に向けた支援と地域移行に向けたステップとしての支援等を検討し、退院後の居住の場の確保及び地域生活を支えるサービスの確保に向けた調整を図ります。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の検討	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進のため、胎内市地域自立支援協議会において協議、検討を行います。
自立生活の援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する者について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。

2-1-3 日中活動の場の拡大

具体的施策	施策の内容
日中一時支援の充実	障がい者、障がい児の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的にお預かりし、見守り等の支援をします。
放課後児童クラブの開設	放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を行うことを目的とする放課後児童クラブを開設します。
放課後等デイサービスの充実	就学児童の授業終了又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う放課後等デイサービスの充実を図ります。

2-1-4 補装具、日常生活用具給付の充実

具体的施策	施策の内容
福祉機器・用具の給付	身体障がい者の自立更生に必要な補装具の購入又は修理に要する費用について補装具費を支給します。
	在宅の障がい者に対して日常生活用具の給付を行います。

2-1-5 安定かつ適切なサービスの質の向上

具体的施策	施策の内容
サービスの質の向上	障害福祉サービス等における運営管理体制の確立、適切な利用（入所）者処遇並びに職員処遇の確保及び自立支援給付に係る費用の額の算定の適正化等を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する実地指導を必要に応じて実施します。
	サービスに関する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。
	意思決定支援の質の向上を図るため、事業者等に対して「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進します。

基本施策2 生活基盤の安定

<具体的施策の方向>

障がい者が安定した生活を送ることができるように、情報提供の充実、居住支援、相談体制の充実等を推進します。

2-2-1 各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知

具体的施策	施策の内容
わかりやすい情報の提供	障がい者を含む全ての人のわかりやすさに配慮した行政情報の発信の充実に取り組みます。

2-2-2 居住支援

具体的施策	施策の内容
地域生活支援拠点等の機能の充実及び連携体制の強化	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等について、胎内市地域自立支援協議会等と連携し、機能の充実と体制の強化を推進します。
賃貸住宅への入居支援の検討	公営・民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、賃貸人等へ障がい者に対する情報の提供など入居支援のあり方を検討します。

2-2-3 減免制度等の経済的な相談や支援の提供

具体的施策	施策の内容
相談支援体制の充実	障がい者の生活を経済的に支援するため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。

基本施策3 就労支援の充実

<具体的施策の方向>

適切な就労情報の提供や就労に向けた職業訓練の充実、就職に向けた相談体制の充実を図ります。

また、障がい者が自らの個性と能力を発揮して働くことができるよう、公共職業安定所等の関係機関と連携して雇用の促進と安定を図ります。

さらに、就労の場となる事業所等に対し啓発活動を行うとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知に努めます。

一般就労が困難な障がい者においては、福祉的就労の場・機会の整備・拡充を図るとともに、障がい者就労施設等での受注業務等の拡大に向けた施策の支援に取り組みます。

2-3-1 就労促進に向けた相談支援体制の充実

具体的施策	施策の内容
相談支援事業の充実・強化	障がい者の生活を支援するため適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。 また、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの代理申請等を行います。

2-3-2 就労に関する支援の促進

具体的施策	施策の内容
雇用の促進	市等において、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、障がい者の雇用の場を確保するため法定雇用率を踏まえた積極的な雇用の拡大に取り組みます。
	事業所に対する障がい者への理解と地域における障がい者の就労促進を図るため、関係機関と連携して障がい者雇用のための啓発活動の充実を推進します。
雇用の安定	公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、働く障がい者のための相談、指導、援助等に努めます。
就労へ向けた支援	働く意欲のある障がい者の就労を支援するサービス体制の充実を図ります。

2-3-3 福祉的就労の促進

具体的施策	施策の内容
福祉的就労の場の確保	一般事業所の雇用に結びつかない者等に対し、障がい者就労施設等の利用による就労の機会を提供し、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ります。
	障がい者の工賃の向上、障がい者就労施設の経営基盤安定のため、「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を策定し、障がい者就労施設からの調達実績の向上を図ります。
農福連携の推進	農業と福祉が連携し、農業分野での活躍を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現できる取組を推進します。

基本方針3 安心して暮らせる地域づくり



【これまでの主な取組、現状と課題】

本市では、障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、関係機関が連携し相談・支援体制の強化を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関が共通の理解に基づき協働し、包括的かつ総合的な支援の取り組みを進めてきました。

しかしながら、依然として障がいや障がい者に対する様々な障壁は存在しております。

障がい者の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者のための暮らしの場を確保し、建築物等のバリアフリー化を推進するなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、近年発生した豪雨災害の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、災害発生時の支援体制、福祉避難所の充実及び避難支援については、地域が主体となって実施する仕組みづくりを強化する必要があります。

身近な地域で、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日常生活の場の整備を促進するとともに、障がい特性に応じた多様なニーズに対応しながら、障がい者が安全・安心に地域生活を送ることができる環境の整備に努めていく必要があります。

基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進

<具体的施策の方向>

住み慣れた環境での生活を維持し、その生活を充実したものとするため、地域におけるネットワークの充実を図り、市民一人ひとりが互いに支えあう地域福祉活動を促進します。

また、ボランティア活動や講座に関する情報提供を行うとともに、各種ボランティア講座や研修等の充実を図り、また、ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能やボランティア同士の交流・連携の充実に努めます。

3-1-1 連携ネットワークの推進

具体的施策	施策の内容
地域福祉ネットワークの充実	地域福祉の中心的役割を担う胎内市社会福祉協議会の活動を支援します。
ボランティア活動の育成と活動の活性化	ボランティア活動の充実が図られるよう、ボランティア活動の拠点となる胎内市社会福祉協議会ボランティアセンターの活動を支援します。
障がい者関係団体との連携強化	障がい者団体との意見交換、情報提供を通して連携を密にします。

基本施策2 防犯・防災対策の充実

< 具体的施策の方向 >

災害時における適切な情報伝達や避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築や、防犯対策の推進を図ります。

3-2-1 防犯対策の充実

具体的施策	施策の内容
防犯対策の推進	障がい者の消費者トラブル発見のための啓発を推進します。
	事業所に対して、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを推進します。
司法機関等との連携	市の担当部署や専門職の関係機関と連携して、支援が必要な人に対して適切な支援を行える体制の充実を図ります。
安全に関するネットワーク構築の検討	障がい者が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、関係機関による防犯・安全のネットワークの構築を支援します。

3-2-2 防災対策の充実

具体的施策	施策の内容
防災対策の推進	緊急時における状況をいち早く周知するため、防災行政無線、防災ウェブサイト、緊急速報メール、フェイスブック、X（旧ツイッター）など多様な情報伝達手段により迅速かつ的確な情報の配信に努めます。
	防災意識の高揚を図るため、自主防災組織間の連携などを含めた体制強化、障がい者や高齢者等を含めた総合防災訓練の実施などにより、防災知識の普及等に努めます。
障がい特性に配慮した災害時の情報伝達体制の整備	障がい特性に配慮した適切な災害情報が伝達できるよう、関係機関と連携し情報伝達体制の整備を進めます。
福祉避難所の充実	避難場所に指定されている施設の新築・改修に併せて、バリアフリー化を進めるとともに、パーテーションや車いす、簡易ベッド等の配備を進めます。
	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難行動要支援者避難支援制度の実効性を高めるとともに、生活に支障を来す障がい者などの災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所を指定し、避難支援体制を整備します。
難病患者の災害時支援の体制整備	難病患者の災害時の安全確保を図るため、関係機関と連携し、体制整備に努めます。

基本方針 4 総合的な支援体制の充実



【これまでの主な取組、現状と課題】

本市では、障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、関係機関が連携し相談・支援体制の強化を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関が共通の理解に基づき協働し、包括的かつ総合的な支援の取り組みを進めています。

しかし、障がい者の生活課題やニーズは複合化・多様化しており、これらへの対応を図るためには、支援体制をさらに深化させることが必要です。

このことから、今後もサービス提供体制を充実させ、相談支援体制の充実を図るとともに、それを担う人材の確保と育成を推進していくことが重要となっています。

基本施策 1 相談支援体制の充実

< 具体的施策の方向 >

障がい者やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や意思決定支援を含む障害福祉サービスの利用支援、虐待防止等や発達障がい者（児）支援のための関係機関との調整等を的確に行える体制の充実を図ります。

4-1-1 相談支援体制等の整備・強化

具体的施策	施策の内容
相談支援事業の充実・強化	適切な相談支援が実施できる包括的、重層的な体制の整備を進め、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。
	障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の拠点として総合的な相談業務を行います。 ○相談支援に関する専門的指導や助言 ○権利擁護のために必要な援助 ○相談支援体制強化の取組 ○相談業務の円滑な遂行のための体制作り等
権利擁護事業の普及	権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活できるよう権利擁護事業の普及に努めます。
虐待防止への対応	障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。

成年後見制度の普及	判断能力が十分でない障がい者の財産や権利を保護するための成年後見制度の普及に努めます。
発達障がい者（児）支援の充実	可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられるよう、新潟県発達障がい者支援センター、児童発達支援センター等関係機関との連携を図ります。

4-1-2 相談支援に関わる人材の育成と確保

具体的施策	施策の内容
人材の育成・確保の推進	人材育成のため、胎内市地域自立支援協議会の各部会での研修を推進します。
	国・県が実施する研修事業の積極的な情報提供を図ります。

基本施策2 療育・保育・教育の充実

<具体的施策の方向>

障がい児への教育は、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期からの一貫した支援体制が必要であることから、その整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい児に対する支援について、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を提供するため、教育・療育環境の充実を図ります。

4-2-1 障がいの早期相談・早期支援のための療育体制等の充実

具体的施策	施策の内容
障がい児の療育等に関する情報提供	障がい児の健全な発達を支援するため、家族に対し療育方法等の情報を提供します。
相談支援の充実	障がい児への相談支援体制の充実を図ります。
障がい児保育の実施	集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で障がいのある園児が他の園児との生活の中で共に成長していく障がい児保育を実施します。
	個々の園児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。
	家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行います。
児童発達支援の充実	就学前の児童の日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活に適応するための訓練その他の必要な支援をします。
放課後等デイサービスの充実	就学児童の授業終了又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う放課後等デイサービスの充実を図ります。（再掲）

日中一時支援の充実	障がい児の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的にお預かりし、見守り等の支援をします。
重症心身障がい児医療的ケア児の支援体制の充実	サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携支援体制を構築し、その体制の充実・強化を図ります。
保育所等における医療的ケア児の受け入れ・支援体制の整備	地域の実情に応じた医療的ケア児の受け入れ方針について検討し、関係部署間で共有します。
	医療的ケア児の保育ニーズを把握し、受入れ体制の確保・支援を行います。
就学前障がい児の早期療育機能の整備	保健・医療・福祉・教育関係機関等による支援ネットワークの構築に努め、障がい児の早期発見、早期療育のための連携を密にし、適切な相談体制を整えます。
インクルーシブ教育システムの推進	障がいのある子どもとない子どもとが可能な限り共に教育を受けられるように配慮するインクルーシブ教育システムを推進します。
進路相談体制の充実	特別支援学校や福祉関係機関等との連携を図り、将来について、目標や生きがいを持たせる進路指導の充実を図ります。
教職員研修の充実	障がいの有無に関わらず、全ての子どものニーズに合わせた教育の支援を行うため、教職員に対する特別支援教育の研修を通じて資質の向上を図ります。

4-2-2 療育支援関係機関との連携の円滑化と体制整備

具体的施策	施策の内容
切れ目ない療育・教育体制の確立	乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、適切な支援を行います。
	障がい及び発達障がい等の早期発見のための体制や相談体制の構築に努め、早期認知を促し、早期療育・早期教育の支援の充実を図ります。
	適切な支援方針を検討するため、こども園等を保健師が巡回し、園児の情報を共有し、連携に努めます。

基本方針 5 社会参加の促進



【これまでの主な取組、現状と課題】

本市では、地域で暮らす障がいのある人が、文化活動、スポーツやレクリエーション活動等、社会の多様な活動の場に参加し活躍するための機会を確保してきました。

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分らしい生活を充実することにつながります。そのため、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。

基本施策 1 スポーツ・芸術・文化活動等の推進と活動への参加促進

＜具体的施策の方向＞

障がい者が自ら関心のある活動に積極的に参加し、交流やふれあいなどを通じて生活を充実することが出来るよう行事・イベント、スポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、情報提供に努めます。

また、障がい者が参加できる機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなど条件整備や参加促進のために手話通訳の派遣、ボランティアの充実などサポート体制の強化にも努めます。

5-1-1 各種支援等の整備・強化

具体的施策	施策の内容
行事への参加促進	各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域との交流に努めます。
参加の支援	社会参加を促進するために、移動支援サービスの充実や手話通訳の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。
文化施設・体育施設のバリアフリー化	障がい者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めるよう努めます。
障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	障がい者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための各種大会への支援を行います。
文化芸術・スポーツ活動への支援	障がい者の文化芸術・スポーツ活動を支援し、社会参加を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。

第6章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量

1 数値目標

障がい者等の自立支援の観点から、施設等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号厚生労働省告示第213号）」に即するとともに、本市における実績等を踏まえて数値目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する者の数値目標を、これまでの本市の状況を踏まえて設定します。

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数32人の6.25%にあたる2人の地域生活移行を目指します。

また、令和8年度末時点の施設入所者数は令和4年度末時点と比べて1人（32人の3.13%）少ない31人を目指します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】

項目	令和4年 3月31日時点の 全施設入所者数	考え方	数値目標 令和8年度末
地域生活移行者数	32人	令和4年3月31日時点の入所者数の6.25%	2人
削減見込	32人	退所者がいる一方で、待機者の入所が見込まれる	1人

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により入所等からの地域生活への移行を進めるため、それらの機能を集約し、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した拠点を令和8年度末までに1つ以上確保します。また、その機能の充実のため、コーディネーターを1人以上配置し、並びに、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項目	考え方	数値目標 令和8年度末
地域生活支援拠点数	令和8年度末までに1か所以上確保	1か所
コーディネーター 配置人数	令和8年度末までに1人以上配置	1人
検証・検討回数	年1回以上検証及び検討	年1回

(3) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

強度行動障害を有する者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、強度行動障害精神障害にも対応した支援体制を確保します。

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
目標年度末時点での 支援体制の確保	有	状況や支援ニーズの把握を行う 地域の関係機関が連携した支援 体制の整備を進める	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を併せて設定します。

さらに、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
一般就労移行者数	2人	令和4年度に一般就労した者の1.5倍	3人

【事業ごとの一般就労への移行者数数】

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
就労移行支援事業移行者数	2人	令和8年度までに2人以上	3人
就労継続支援A型事業移行者数	0人	就労移行支援事業を通じての一般就労への移行を見込む	0人
就労継続支援B型事業移行者数	0人	就労移行支援事業を通じての一般就労への移行を見込む	0人

【一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数】

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	2人	令和8年度中に一般就労し、就労を継続する期間が6ヶ月を経過した者の人数	6人

【就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数】

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	市内に就労定着支援事業所の開所予定あり	1か所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように主に重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保】

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
児童発達支援センター	1か所	市単独で児童発達支援センターを設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	児童発達支援センターの設置に合わせて推進体制を整備	有
保育所等訪問支援の提供体制の確保	(圏域) 1か所	隣接市の事業所において当市も提供対象エリアとなっている	(圏域) 1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0か所	現在、重症心身障害児はいないが、隣接市の事業所において当市も支援対象エリアとなっている	(圏域) 1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0か所	現在、重症心身障害児はいないが、隣接市の事業所において当市も支援対象エリアとなっている	(圏域) 1か所

【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等】

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
協議の場の確保	有	医療的ケア児の地域支援に関する協議の場を地域自立支援協議会こども部会に設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	コーディネーター1名を配置	有

(6) 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援を強化する体制を確保します。

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
基幹相談支援センターの設置	有	委託により実施	有
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	基幹相談支援センターによる市内の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、市内の相談支援事業所の人材育成の支援を実施	有
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	有	市内の相談支援事業所が構成員となっている地域自立支援協議会相談支援部会において事例検討や地域課題について協議を実施	有

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための体制を確保します。

項目	実績 令和4年 3月31日時点	考え方	数値目標 令和8年度末
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の確保	有	障害福祉サービス等に係る各種研修を参照した障害者自立支援審査支払等県が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用し、障害福祉サービス等の質の向上に繋げる 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有し過誤請求を減少させるための体制を整備	有

(8) 発達障がいのある方等に対する支援

障害のある子どもの家族への支援や障害がある人同士の支え合いの活動については、以下の指標を設定します。

項目	実績 令和4年 3月31日時点	見込 令和6年度末	見込 令和7年度末	見込 令和8年度末
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	0人	8人	8人	8人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	1人	1人

2 障がい福祉サービス等の見込量

◆障がい福祉サービス等の提供体制を確保するための施策等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスについては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、生活介護、就労系、障がい児支援など需要の増加が見込まれるサービスについては、事業者に対して適切な情報提供などを行いながら、サービスの量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

障がい福祉サービス等を適切に利用することができるような利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行支援の充実を図っていくため、相談支援専門員の人員の確保を図り、障がい者基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所等と連携を図りながら、見込量の確保に向けた相談支援機能の強化に努めます。

※1月あたりの見込量

(相談支援及び障害児相談支援については年間の見込量とする)

【訪問系サービス】

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	405	432	432	441	450
	人分	45	48	48	49	50
重度訪問介護	時間分	529	568	568	568	568
	人分	1	1	1	1	1
同行援護	時間分	2	10	10	10	10
	人分	1	2	2	2	2
行動援護	時間分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0

【日中活動系サービス】

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	884	935	1,026	1,044	1,062
	人分	48	52	57	58	59
うち、強度行動障害を 有する者※	人日分	18	20	20	20	20
	人分	1	1	1	1	1
うち、高次脳機能障害 を有する者※	人日分	0	7	8	8	8
	人分	0	1	1	1	1
うち、医療的ケアを必 要とする者※	人日分	39	30	40	40	40
	人分	4	4	4	4	4

【日中活動系サービス ～続き～】

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
就労選択支援	人分	-	-	0	5	10
自立訓練 (生活訓練・日中型)	人日分	382	358	255	255	255
	人分	24	21	15	15	15
自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	人日分	244	228	150	150	150
	人分	8	8	5	5	5
就労移行支援	人日分	85	84	96	96	96
	人分	6	5	6	6	6
就労継続支援 (A型)	人日分	77	91	95	95	95
	人分	4	5	5	5	5
就労継続支援 (B型)	人日分	1,903	2,001	2,006	2,023	2,040
	人分	114	117	118	119	120
就労定着支援	人分	4	5	10	10	10
療養介護	人分	5	4	5	5	5
短期入所(福祉型)	人日分	127	112	120	120	120
	人分	20	20	20	20	20
うち、強度行動 障害を有する者※	人日分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
うち、高次脳機能 障害を有する者※	人日分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
うち、医療的ケアを 必要とする者※	人日分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
短期入所(医療型)	人日分	8	11	12	12	12
	人分	1	1	1	1	1
うち、強度行動 障害を有する者※	人日分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
うち、高次脳機能 障害を有する者※	人日分	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0
うち、医療的ケアを 必要とする者※	人日分	8	11	12	12	12
	人分	1	1	1	1	1

【居住系サービス】

区 分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	24	25	26	27	28
共同生活援助	人分	36	35	38	39	40
うち、強度行動 障害を有する者※	人分	0	0	0	0	0
うち、高次脳機能 障害を有する者※	人分	0	0	0	0	0
うち、医療的ケアを 必要とする者※	人分	0	0	0	0	0
施設入所支援	人分	32	31	31	31	31

【相談支援】

区 分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	268	260	260	260	260
地域相談支援 (地域移行支援)	人分	0	0	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人分	1	1	1	1	1

【障害児支援】

区 分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	42	48	48	56	64
	人分	11	12	12	14	16
放課後等デイサービス	人日分	387	577	650	715	780
	人分	35	45	50	55	60
保育所等訪問支援	人日分	18	26	32	36	40
	人分	10	14	16	18	20
居宅訪問型児童発達支 援	人日分	8	8	8	8	8
	人分	2	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	61	70	70	70	70
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人分	2	1	1	1	1

※これまでの実績による平均伸び率を基に、障がい者数（手帳所持者数）の推計及び令和5年度のアンケート調査における障がい者のニーズの傾向を加味し、見込量を算出しています。

3 地域生活支援事業の見込量

◆地域生活支援事業提供体制を確保するための施策等

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業であり、本市では下記の事業を展開しております。

相談支援事業については、相談支援体制の強化に取り組むとともに、各種相談に応じ、障がい者一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業、手話通訳や要約筆記等の意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業及び移動支援事業については、現在の体制を基本に提供体制を確保し、地域活動支援センター機能強化事業については、障がい特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図っていきます。

地域生活支援事業

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有
相談支援事業						
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	3	4	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	6	12	12	12	12
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付等見込み件数	5	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	4	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	32	23	23	23	23
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	598	606	606	606	606
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込み件数	5	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者（登録見込み者）数	無	0	5	5	5
移動支援事業	実利用見込み者数	13	17	17	17	17
	延べ利用見込み時間数	793	1,054	1,020	1,020	1,020
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制について

(1) 横断的な取組の推進

計画の実現のためには、障がい当事者やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がい者を取り巻く本市の課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい福祉施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

(2) 成果目標（モニタリング指標）の設定とPDCAサイクルによる進行管理

計画で記載した施策や事業、取組については、あらかじめ設定した成果目標のモニタリングを通じて、計画の進捗状況や施策等の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、課題の共有等を実施します。

(3) モニタリングの実施体制

計画のモニタリングについては、毎年「胎内市地域自立支援協議会」において実施することとし、次期計画改定時の目標の設定に向け、課題の整理において「施策・事業・取組の評価」「アンケート・ヒアリング結果による課題整理」をできる限り定量化し、改善の方向性について協議・検討を行います。

また、「胎内市地域自立支援協議会」において共通課題としてまとめられた項目について、体制整備の視点から本計画への意見提案を受け、それをどのように計画策定及び進行管理に反映させるのか検討します。

さらに、その協議経過や取組内容及び対応策等については、障がい者基幹相談支援センターのほか、市の関係機関等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上を目指し、協議・検討を進めていきます。

(4) モニタリングの実施スケジュール（年間予定）

「胎内市地域自立支援協議会」において、年2回のモニタリングを予定

6月頃：過年度の実績確認及び当年度の各事業等の評価指標等の確認

12月頃：障がい福祉関係事業の進捗状況の確認及び改善に向けた検討

(5) 計画の進捗状況等の公表

障がい福祉に関する課題を解決するためには、「胎内市地域自立支援協議会」及び当事者等関係団体など、各主体が計画の進捗状況を共有し、計画を推進することが不可欠となります。

資料編

(以上)